

# 平成 28 年度植物防疫事業・農薬安全対策の 進め方について

農林水産省 消費・安全局  
植物防疫課、農産安全管理課 農薬対策室

## はじめに

食生活の多様化や物流の高度化に伴い、我が国に輸入される農産物の品目、輸入相手国の多様化が進んでいることや、栽培体系の変化や気温上昇により病害虫の発生状況が変化してきていること等から、病害虫の侵入・まん延を防止する植物防疫の果たす役割は引き続き大きい。こうした情勢を踏まえ、各都道府県と国が連携して病害虫のまん延防止を図るとともに、食の安全確保や環境にも配慮した病害虫防除技術の確立を推進する等、必要な施策を総合的に講ずることとしている。

農薬の安全対策については、農薬登録制度を通じた安全な農薬の確保と、その適正な使用の推進が基本である。そのため、国際的な動きに対応した農薬登録制度の改善や科学に基づく審査体制の整備を進めるとともに、多様な農薬使用者に対して、農薬使用基準の遵守を徹底していく必要がある。このような取組により、生産者に対してより安全で質の高い農薬を安定的に供給するとともに、最終的には、消費者に対して安全で高品質な農畜産物を安定的に供給していく。

## I 平成 28 年度予算編成について

植物防疫対策に関する平成 28 年度予算においては、我が国からの農産物の輸出促進に向け、引き続き輸出相手国の残留農薬基準値に適合する新たな防除体系の確立・導入を行うとともに、無人ヘリコプターの重量規制緩和の効果を農業生産に反映させるため、農薬散布・播種等の運行基準などの確立を行う。

また、ミカンコミバエ種群やプラムボックスウイルス（ウメ輪紋ウイルス）等の農業生産に甚大な被害を与える重要病害虫の侵入・まん延防止および根絶に向けた防除対策を実施するとともに、ジャガイモシロシストセンチュウの発生状況調査やまん延防止対策を実施する。

一方、農薬安全対策に関する平成 28 年度予算としては、農薬使用者や販売者への講習・指導、農作物や土壌

等への残留状況の調査、実態把握を通じた残留農薬基準値超過事案の原因究明および再発防止、埋設農薬の処理に係る行動計画の管理、作物残留試験成績の信頼性確保のために行う試験従事者への研修等に対して、引き続き支援する。

また、農薬の農産物への残留などに関する各種規制について、国際機関などの新たな勧告や科学的知見に基づく検証および見直しを的確に行うため、各種の調査・試験を実施する。

## II 発生予察事業に関する改善について

我が国の安定的な農産物生産のみならず、消費者が求める高品質な農産物の供給には、病害虫の防除は不可欠である。生産者が病害虫防除を適時的確に行えるよう、各都道府県と連携して、農作物に重大な被害を与える病害虫の発生情報を取りまとめ、生産者などに提供している。

近年、気候変動の進行、新たなウイルス等を媒介する害虫や薬剤抵抗性を獲得した病害虫の防除対策、農作物の多様化により、病害虫の防除体系の見直し等が課題となっていた。このため、平成 22～26 年度に実施した発生予察手法検討委託事業の成果および都道府県の独自調査基準について、平成 27 年まで実証を行い、新規調査手法の設定や既存の調査手法の改良に取り組んだ。また、予察対象病害虫として国が定める指定有害動植物の見直しについては、都道府県による評価を取りまとめた 1 次選抜、リスク評価による 2 次選抜および病害虫防除の専門家や一般消費団体等の有識者による検討会における議論を踏まえ、追加および削除する病害虫について検討を行った。その後、パブリックコメントなどの手続きを経て、平成 28 年 4 月 1 日付けで、植物防疫法施行規則を一部改正した。指定有害動植物の見直しは平成 12 年以来、16 年振りとなったが、今後は 5 年を目途に見直しを検討することとしている。

さらに、発生予察事業を含む植物防疫事業交付金が平成 27 年度の行政事業レビュー（公開プロセス）の対象となり、外部有識者から、発生予察情報の迅速化をより向上させるなど、業務内容の一部改善に関する見直しの方向性が示された。このため、今後、都道府県と連携し、

ICT（情報通信技術）の活用や積極的なプレスリリースなどにより情報提供方法の改善に取り組んでいく。

また、近年、消費電力の多い白熱電球の販売を終了し、LED電球等に切り替える動きが広がっていることを受け、平成27年度からLED光源を利用した予察灯の実用化に向けた委託事業により、害虫を効率的に誘引するLED電球の開発や、独立電源で動作する予察灯の開発等に取り組んでいる。

### III 農林水産航空事業を巡る状況について

有人ヘリコプターおよび無人ヘリコプターによる農薬の空中散布は、水稻の病虫害防除を中心に、防除作業を省力化する重要な手段として実施されている。特に、無人ヘリコプターについては、平成24年度には100万haを超え、平成26年度には約105万ha、普及台数は2,655台となる等、その利用は大きく増加してきており、農産物の安定生産において重要な役割を担っている。

一方で、無人ヘリコプターによる空中散布時の事故は毎年報告されており、平成26年度は、人身事故1件、物損事故48件の報告があった。これらの事故は、事前の確認不足や障害物に向かって機体を飛行させたことを原因とする電線などの架線への接触事故が多かったことを踏まえ、農林水産省では、都道府県などの関係機関と連携し、平成27年度以降の散布作業の安全対策に反映させるため、事故防止のポイントを整理して公表している。

平成27年12月10日には航空法（昭和27年法律第231号）の一部改正が施行され、無人航空機（無人ヘリコプターやドローン等小型無人機）が、航空法の規制の対象となり、無人航空機を農薬散布などに利用する場合には、事前に国土交通大臣の許可・承認を受けることが必要となったことなどから、同年12月3日付けで「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（以下「指導指針」という。）を制定した。

ドローンなど小型無人機は、中山間地域などの狭小な生産園地における農薬散布などの利用が期待されることから、農薬散布作業などを安全かつ適正に実施するための運行基準を策定する必要が生じた。このため、（一社）農林水産航空協会は、農林水産省の委託事業を活用し、農業機械や航空工学等の専門家からなる検討会を開催し、「マルチローター式小型無人機による農薬散布の暫定運行基準」が取りまとめられた。農林水産省では、当該暫定運行基準について、都道府県協議会や製造メーカー等の関係者の意見を参考にして、小型無人機の特性を踏まえた安全対策を追加するため、平成28年3月31日付けで「指導指針」を一部改正した。

また、平成26年4月に、無人ヘリコプターの重量規制が緩和されたことから、野菜類の低濃度多量散布や水稻の鉄コーティング種子、除草剤の同時散布等これまで進んでいなかった分野における運行基準を検討している。また、ドローンなど小型無人機による様々な機体や散布装置を用いた農薬落下分散状況の調査、シミュレーションモデルの構築を行う事業を実施し、農薬散布に係る安全性確保策を検討する。

### IV 地域特産作物などの病虫害防除および農薬登録推進について

薬用作物など地域特産作物は、地域において付加価値の高い農業経営を確立するうえで重要な品目であり、その生産振興を図ることが必要である。一方、これらの地域特産作物については、生産量が少ないことなどから、使用できる農薬が少ないことが多く、安定的かつ高品質な生産を推進するためには、これらの地域特産作物に使用可能な農薬の適用拡大に取り組むことが必要である。

しかし、農薬の登録に必要な試験データの収集にあたって、作物由来の成分により試験が困難となるなどの技術的課題が生じている地域特産作物について、農薬の適用拡大の取組が遅れている。

このため、平成25年度から技術的課題が生じている地域特産作物での農薬の適用拡大の加速化を図るため、民間団体などが行う農薬の適用拡大に必要な薬効・薬害および作物残留試験の実施に対する支援を行っており、平成28年度も引き続き農薬の適用拡大に必要な試験実施への支援を行う。さらに、農薬の適用拡大試験を行うための試験設計の支援や、多様な防除技術を組合せた病虫害防除体系の確立に対しても支援を行う。

一方、薬用作物などの地域特産作物の生産拡大のみならず、無人航空機（産業用無人ヘリコプターを含む。）を活用した安全・適正な農薬散布の推進、薬剤耐性病害虫等の課題について着実な推進を図るために、病虫害防除体系の確立や農薬登録の推進が重要となっている。これらの課題に円滑かつ迅速に対応することを目的として、平成27年9月に従来のマイナー作物農薬登録推進中央協議会を廃止し、関係機関・団体による病虫害防除・農薬登録推進中央協議会を設立した。各都道府県からマイナー作物や無人航空機の利用に係る農薬登録要望等を収集し関係者間で情報を共有するとともに、問題の解決に向けた技術的な対応の検討や都道府県などへの情報提供等を行う。

## V 総合的病害虫・雑草管理 (IPM) の推進

食の安全や信頼性の確保、環境に配慮した農業の推進が求められる中で、今後の我が国の病害虫防除は、天敵やフェロモンを利用した生物的防除、粘着板等を利用した物理的防除および化学合成農薬による防除を組合せ、環境負荷を低減しつつ病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理 (IPM) を推進していくことが求められている。

そのため、農林水産省は「消費・安全対策交付金」により、都道府県における、(ア) IPM 実践指標の策定・改良等、(イ) IPM 実践地域のモデルの育成などによる IPM の普及推進、(ウ) 農薬散布に伴う環境リスクを低減するための防除技術確立などを支援する。また、JA や特認団体等が都道府県と協力し、IPM モデル地域の育成やマイナー作物の防除体系確立など地域の病害虫防除対策についても支援を行い、各産地での優良事例などを収集し、国内外への情報提供を行っていく予定である。

一方で IPM に取り組む際の課題として、環境保全効果、経済的効果に関する定量的な評価方法が確立されていない現状にある。そこで、農林水産省では、委託研究事業により、平成 25 年度から IPM の生物多様性保全効果を評価する手法の開発を進めるとともに、27 年度からは IPM の経済的効果を測る指標および評価手法の確立に向けた取組を開始し、本年度も継続してそれらに取り組む。

## VI 農産物輸出促進のための新たな防除体系の確立について

我が国からの農産物の輸出を促進するにあたり、通常の防除体系で使用される農薬の中には、輸出相手国で当該作物が生産されていない、農薬登録がされていないなどから、我が国に比べて極めて低い残留農薬基準値が設定されているものがある。

輸出相手国の残留農薬基準値を超過した農産物は、輸出相手国への輸入が認められないことから、輸出を目指す農産物について、天敵などの農薬に代わる防除技術を導入し、農薬の使用を低減する新たな防除体系を確立する必要がある。

このため、平成 26 年度からは、農産物の輸出促進につながるよう、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」で示されている輸出重点品目について、輸出相手国で登録されていない農薬などの使用を低減する新たな防除体系を確立し、その効果の提示を行いつつ産地への導入を支援する「農産物輸出促進のための新たな防除体

系の確立・導入事業」を開始した。平成 26 年度は生果実 (いちご) および茶 (煎茶・玉露) について輸出相手国の残留農薬基準に対応した病害虫防除マニュアルをとりまとめ農林水産省ホームページ上で公開した ([http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/zannou\\_manual.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/zannou_manual.html))。平成 27 年度は茶 (抹茶・かぶせ茶) およびりんご (無袋栽培) の防除体系の確立・導入に取り組んだことから、これらについても病害虫防除マニュアルをとりまとめ、情報提供する予定である。平成 28 年度は、りんご (有袋栽培)、なしおよびかんきつに取り組むこととしている。

## VII 植物検疫の諸課題について

### 1 国内検疫について

農業生産に多大な被害を与える重要な病害虫の侵入・まん延を防止するためには、輸入時のいわゆる「水際」での検疫措置のみならず、国内においても適切な対策を実施することが重要である。

具体的な取組として、これらの病害虫の侵入を可能な限り早期に発見し、防除・封じ込めを迅速・的確に行うことにより定着・まん延を未然に防止することを目的として、都道府県および植物防疫所は、全国の生産地や輸入港等において、火傷病菌やミカンコミバエ種群等を対象とした侵入警戒調査を実施している。なお、平成 24 年 5 月より、我が国未発生 of 病害虫が新たに国内で発生した場合は、「重要病害虫発生時対応基本指針」に基づき、植物防疫所が都道府県の協力を得てその発生状況などを調査し、病害虫のリスクに応じた防除対策などを実施している。

現在、国内で発生が確認されたミカンコミバエ種群およびウメ輪紋ウイルスに対しては、植物防疫法に基づく緊急防除を実施している。ミカンコミバエ種群については、幼虫がカンキツ類をはじめとする果実を食害する害虫であり、平成 27 年 10 月以降、鹿児島県奄美大島において誘殺が継続的に確認されたことから、平成 27 年 12 月 13 日から緊急防除を開始し、寄主植物の移動を制限し、他地域へのまん延を防止するとともに、誘殺板の散布などにより根絶に向けた防除を実施している。ウメ輪紋ウイルスについては、ウメやモモ等に感染して重大な被害を与えるとの報告があり、東京都青梅市、愛知県犬山市、大阪府富田林市、兵庫県伊丹市等 19 市町で発生していることから、都道府県や植物防疫所が協力して早期の根絶に向け全国レベルでの発生調査や発生地域における感染植物の処分などの取組を実施している。

また、平成 27 年 8 月に北海道網走市において発生が

確認されたジャガイモシロシストセンチュウについては、ばれいしょなどのナス科植物に寄生し、収量の低下をもたらすことから、地方自治体と協力して発生範囲を特定するための調査や収穫物の移動前検査等のまん延防止対策を実施している。

さらに、かんきつ類などに感染し、収量の低下、感染樹の枯死等の大きな被害をもたらすカンキツグリーンング病菌（奄美群島の一部および沖縄県で発生）や、サツマイモなどを食害し、塊根に独特の臭気を発生させて食用に適さなくするアリモドキゾウムシ（トカラ列島、奄美群島、沖縄県、小笠原諸島で発生）およびイモゾウムシ（奄美群島、沖縄県、小笠原諸島で発生）等、国内の一部の地域のみで発生している重要な病害虫については、植物防疫法に基づく移動規制によりまん延の防止に努めるとともに、根絶を目指した防除事業を実施している。

## 2 植物防疫所の体制など整備について

植物防疫所では、水際における植物検疫業務を適正かつ円滑に行うため全国に5本所、16支所、39出張所の体制のもと人員配置を行っており、平成28年度末の植物防疫官数は898人となる予定である。

平成28年度においては、「日本再興戦略」が掲げる、訪日外国人旅行者について、「2,000万人時代」の早期実現に向け、また、2030年には3,000万人を超えることを目指す観光立国実現に寄与するため、新千歳空港および関西空港における旅客携帯品検査に係る植物防疫所の体制強化を図ることとしている。

## 3 輸出植物検疫の取組について

平成32年の輸出額を1兆円とする目標の前倒し達成を実現するため、内閣官房をはじめ関係省庁等で構成される「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」において、「戦略的な輸出体制の整備」を含め、さらなる輸出促進に向けた議論が行われている。

農林水産省では、平成25年8月に「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を公表し、農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組を進めているところであり、その取組の一環として、輸出拡大に向けて優先的に取り組むべき輸出環境課題などが整理されている。植物検疫上の理由から、輸出ができない品目などについては、これらの課題などを踏まえ、相手国との協議を戦略的に実施している。例えばベトナム向けなしの輸出解禁、米国向けかきの輸出解禁等について協議を実施している。また、これまでの協議の結果、最近ではベトナム向けりんごの輸出解禁、タイ向けかんきつの輸出生産地域の追加、豪州向け玄米の植物検疫条件の合意等がなされた。

既に検疫条件が整い、輸出が可能な国・品目について

は、相手国の検疫条件などの情報提供や栽培地・集荷地等における輸出検疫の実施などにより輸出検疫の利便性向上に取り組んでいるところである。また、我が国の農産物を訪日外国人旅客に持ち帰ってもらうことは輸出拡大の面で重要であることから、平成27年度から、成田空港などの主要な空港への輸出検疫カウンターの設置、植物検疫条件を記載したパンフレットの作成および訪日外国人旅客への配布を実施するとともに、お土産に対応した輸出植物検疫の受検方法・体制を確立するための事業を実施している。平成28年度には、新千歳空港への輸出検疫カウンターの設置や、多言語版の植物検疫条件を記載したパンフレットの作成・配布を行うとともに、訪日外国人旅行者が、購入した農畜産物を動植物検疫を経て空港やクルーズ船の寄港地等で円滑に受け取ることができるような体制を整備するための事業を実施し、訪日外国人のお土産農産物の持ち帰りを推進していくこととしている。

一方、輸出相手国の輸入時の検査において、検疫対象の病害虫の発見や、残留農薬の検出等により、輸入不可となるケースがある。我が国の農産物を継続的に輸出していくためには、諸外国の輸入条件に合致した農産物を輸出することが不可欠であり、今後も関係機関と連携して産地に対する指導、助言、情報提供等を行っていくこととしている。

## 4 輸入植物検疫の見直し

国内に発生していない新たな病害虫の侵入リスクの増大に対応するため、科学論文や各国から提出される病害虫情報等を収集し、病害虫のリスクアナリシスを実施し、輸入検疫の対象病害虫を明確にしつつ、検疫対象病害虫に対する適切な検疫措置の設定・見直しを平成23年から順次実施している。

本年3月29日には、植物防疫法施行規則の一部改正に係る公聴会を開催し、平成28年3月25日から4月23日の間に行政手続法に基づく意見募集を実施したところであり、現在、第4次となる輸入植物検疫見直しの的確な実施に向けての所定の事務手続きを進めるとともに、関係者への情報提供を行っている。

本年度も、リスクに応じた輸入植物検疫を確保するため、病害虫リスクアナリシスの結果に基づき、検疫対象の病害虫の追加や植物検疫措置内容の見直しを推進する。

## 5 国際条約について

国際植物防疫条約（IPPC）がIPPC第10条に基づき作成する植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）は、平成28年2月末時点で37本策定されている。これはSPS協定に規定された国際基準であり、各国は原則とし

て ISPM に基づいた植物検疫措置をとる必要がある。現在検討が進められている基準案として、海上コンテナ、種子、穀物、病害虫の検疫処理等がある。これらは、基準として成立すると我が国の検疫体制への影響も大きいことから、我が国としては、議論の状況を継続的に把握しつつ、科学的な検証や、IPPC 国内連絡会等を通じた国内関係者との意見交換を行い、技術的妥当性や現実性の観点から、必要な意見を積極的に提供し、ISPM の策定過程に積極的に参加することとしている。

また、IPPC では基準の策定だけでなく、その実施状況を改善するため、技術支援を通じた各国の能力向上、実施状況の把握に必要な各国からの通報の改善等が進められている。さらに、電子的な植物検疫証明のハブ・システムの構築に向けた試行や、昨年決定された 2020 年国際植物衛生年に向けた運営委員会の設置が予定されている。

## VIII 農薬安全対策の一層の推進

### 1 農薬登録制度の見直し

昨年 5 月以降、新規有効成分の農薬の登録申請資料は、OECD で作成されて欧米諸国で採用されている「OECD ドシエ様式」によることが義務付けられており、これらの申請については、申請資料に不備がないことを確認し次第、環境省、厚生労働省および食品安全委員会と同時並行的に審査を進める仕組みとして、登録審査の効率化を図っている。

近年、国際的には、農薬登録のための作物残留試験データを有効活用するため、作物群（グループ）単位での農薬登録が一般的となってきた。我が国でも、一部の作物について、グループ単位での登録ができる仕組みがあるが、国際的には、すべての作物を包含する作物分類が検討されており、我が国でも、同様の分類を導入すべく検討を進め、既に一部の分類案をホームページに掲載している。さらに、昨年 10 月には、果実類の作物群の新たな案とともに、作物群を代表するものとして作物残留試験の対象となる「代表作物」を選定する際の一般原則と、代表作物の作物残留試験データを作物群に対する農薬登録に活用する際の基本的な考え方を新たに掲載したところである。今後の我が国農産物の輸出の増加を見据え、国際ルールとの調和を図ることはもちろんであるが、新たな制度が農薬登録の促進に資するとともに、農薬使用者にとってもわかりやすいものとなるよう、関係者との意見交換を行いつつ、具体的ルールを確立していくこととしている。

農薬原体の成分管理については、従来は登録申請の際

に提出された製造方法を変更させないことで、評価を受けた農薬との同等性を確保する仕組みであったが、新たに原体規格（有効成分の下限值や不純物の上限値等）に基づく管理の仕組みを導入すべく、昨年 11 月の農業資材審議会農薬分科会にて、新たな仕組みについて審議する部会の設置が決められ、本年 3 月までに部会において 2 度にわたる審議が行われたところである。新たな制度が確立されれば、原体規格の設定された農薬については、規格への適合が確認できれば、製造コストの低減に資するような農薬原体の製造方法の変更が可能となる。

このほか、農薬の評価を諸外国と分担して実施し、その結果を共有することで評価期間の短縮と各国ほぼ同時期の農薬登録・残留基準値設定を可能とする農薬の国際共同評価や、使用時安全に係る評価法の改善等の課題にも取り組んでいく予定である。

### 2 短期曝露評価の導入を受けた対応について

農薬の短期曝露評価に関しては、平成 26 年 5 月より食品安全委員会にて短期の毒性指標である急性参照用量（ARfD）の審議が、同年 12 月には薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において短期曝露評価の結果を考慮した残留基準値の審議が開始された。現在、新規有効成分を含む農薬など、食品安全委員会による評価を受ける農薬については、すべからく ARfD の設定の要否が検討されており、評価開始より本年 3 月末までの間に 77 成分（このうち、国内登録のある有効成分は 66 成分）について、新規に ARfD 設定に係る評価が実施された（評価結果が「ARfD 設定の必要なし」であった成分を含む）。ARfD が設定された場合には、申請されている使用方法が短期曝露評価の結果を考慮しても問題ないことを確認したうえで、登録されているところである。

すでに登録されている農薬についても、順次評価が行われているが、急性参照用量や短期曝露評価のルールは明らかにされていることから、農林水産省としては、消費者の健康の保護を第一に考え、農薬メーカーに対し、評価の実施を待つのではなく、示されているルールに則って自ら評価を行い、登録を受けた使用方法では安全が確保できない可能性がある場合は速やかに変更の登録を申請するよう呼びかけている。

このような場合における変更登録はいずれも、適用作物の削除、使用時期の変更等、従来よりも使用できる範囲を制限するものとなるため、農薬対策室からも遅滞なく変更内容をお知らせし、都道府県の防除指針や農協の防除暦に反映するなどして周知に努めていただくこととしている。これらの防除指針なども参考に農薬を選び、

ラベルに表示された使用方法を守って使用いただければ通常は何ら問題とならないが、変更登録と基準値改定のタイミング等によっては、残留基準値超過や健康への悪影響の未然防止のために、ラベルに表示された変更前の使用方法ではなく変更後の使用方法で使用していただくことが望ましいことがある。このような場合には、別途農業対策室より事務連絡を発出することとしているので、生産現場への周知をお願いする。

### 3 生産段階における農薬の適正使用などの徹底について

平成18年のポジティブリスト制度導入以来、農林水産省は、農薬の適正な使用の指導を徹底してきた。しかしながら、依然として残留農薬基準値の超過事案が散見されている（過去5年間で約100件）。

基準値超過の発生をさらに減らしていくには、ただ農薬の適正使用を訴えるのみでは限界があり、その真の原因に則した再発防止策を、農薬の使用にあたって特に注意して取り組むべき事項として重点的に指導していく必要がある。

このため、基準値超過が明らかとなった場合には、まずは都道府県において、徹底的な原因究明を行っていただくこととしている。調査の結果は、講じられた再発防止策などとともに地方農政局などを通じて農林水産省に報告いただき、農業者への指導などに活用していただくため、全国の都道府県に情報提供させていただくこととなる。

### 4 農薬による事故および被害の発生の防止について

農薬による人への健康被害を及ぼす事故は、平成26年度には29件発生している。事故の原因としては、誤飲・誤食が全体の48%を占め、次いで土壌くん蒸剤使用後に被覆が不十分または実施されなかったこと等による周辺住民の被害が多かった。そのほか、農薬使用時の防護装備の不備による農薬使用者の健康被害も依然発生しており、適正に農薬を使用・保管していくことが重要である。事故の発生を防止するため、農薬の使用機会が多くなる6～8月、農林水産省では厚生労働省、環境省、都道府県等と連携し、農薬危害防止運動を実施する。

### 5 住宅地周辺における農薬散布について

住宅地周辺における農薬使用については、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号、環水大土発第1304261号）に基づき、十分な配慮が必要である。この通知は、農薬以外の防除手段の検討や、やむを得ず農薬を使用せざるを得ない場合の飛散防止対策の実施および周辺住民などへの事前周知などのこれまでの指導に加え、地方自治体の施設管理

部局などが防除業者などに委託して病害虫防除を行う際に、当該防除業者などに同通知に規定する取組を確実に実施させるための手段を提示して、このような委託業務を足がかりに、防除業者による住宅地などにおける農薬使用の適正化を図るものとなっている。

通知の発出より3年が経過することから、通知に示す取組の実施状況の把握に努めつつ、各地における指導事例なども参考として、より効率的な普及手法も必要に応じ検討していく。また、都道府県や市町村の施設管理局等に対する研修の要望などがあれば、農林水産省および環境省において可能な限り対応させていただくこととしている。

### 6 蜜蜂の被害の防止について

農薬登録にあたり、使用する際に蜜蜂に悪影響を及ぼさないよう、蜜蜂に対する毒性が比較的強い場合には、注意事項をラベルに記載している。また、農薬を使用する農家と養蜂家との間で、巣箱の位置・設置時期や、農薬の散布時期等の情報を交換し、巣箱を退避するなどの対策を講じるよう指導している。

しかしながら、依然として農薬の使用と関連する可能性のある蜜蜂のへい死が見られていることから、蜜蜂の被害事例についての詳細な調査を平成25年度から3年間で実施している。25年度から26年度の報告結果からは、水稻の開花期におけるカメムシ防除のための殺虫剤の使用と蜜蜂被害との関連性が示唆され、さらに、これまで指導してきた農家と養蜂家の間の情報共有や巣箱の退避等の対策がまだ十分に実施されていないことが明らかになった。このため、水稻のカメムシ防除時期に向けた、さらなる情報交換の徹底および被害軽減対策の実施を改めて呼びかけている。併せて、農薬メーカーに対し、農薬ラベルを見た農業者が、養蜂家との情報交換を徹底できるよう注意事項の見直しの要請を行った。また、蜜蜂の水田への飛来を低減する技術や稲の花粉や水田水を介した蜜蜂の農薬曝露に関する試験研究も引き続き実施しているところである。平成27年度における調査結果を含めた3年間の調査結果を取りまとめて解析を行い、被害軽減対策を見直す必要があるか検討する。

## おわりに

これらの植物防疫に係る課題に的確に対応するため、農業者、都道府県、国、民間の各分野を越えて、我が国の植物防疫関係者が一体となった取組が必要である。本誌読者の皆様にも、より一層のご支援とご指導をお願いしたい。